

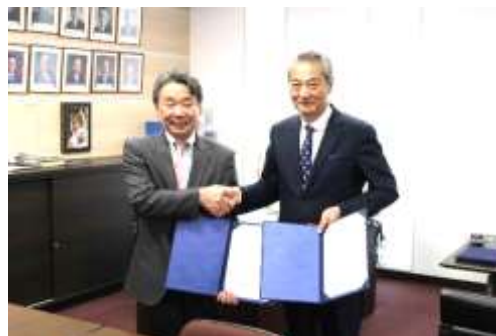
福山誠之館高等学校との研究協力校協定締結

3月12日、広島県立福山誠之館高等学校（古前勝教 校長）と本校との間で、研究協力校協定の調印式が行われ、本校からは勝山元照副校長が参加しました。

福山誠之館高等学校は、幕末のペリー来航時に対応した老中首座阿部正弘（福山藩主）が創設した藩校誠之館を起源とし、163年の歴史を誇る名門校です。井伏鱒二、森戸辰男、福原麟太郎等の母校としても知られます。

同校が広島県の探究コアスクールに指定されたのを機に、

本校との研究交流が盛んになり、今年度は両校の授業研究会に教員を相互派遣するなどの交流を深めてきました。次期学習指導要領の実施に向け、教育実践の研究・深化に努める予定です。なお、協定書の文面は下記の通りで、期間は本年4月1日から3年間です。



研究協力校協定書

広島県立福山誠之館高等学校（以下「甲」という。）と国立大学法人神戸大学附属中等教育学校（以下「乙」という。）は、協定尊重の理念のもと、両校の教育実践研究を発展させるために、次のとおり研究協力校協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、探究的な学習をはじめとする教科教育等の充実及び教員の資質・能力の向上のために相互に協力し、学校教育の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 教育課程及びカリキュラムマネジメントに関すること
- (2) 授業研究及び教材開発に関すること
- (3) その他、甲と乙が必要であると認めること

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間及び終了後を問わず、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合はこの限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、平成30年4月1日から発効し、有効期間は3年間とする。

（その他）

第5条 有効期間中であっても、本協定が定める事項について疑義が生じたとき、または本協定を修正する必要が生じたときは、甲乙で協議の上、新たに定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保管するものとする。

平成30年3月13日

甲 広島県立

福山誠之館高等学校

校長 古前 勝教

乙 国立大学法人

神戸大学附属中等教育学校

校長 藤田 裕嗣